

社会福祉法人共生会 非常勤役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共生会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定にもとづき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、非常勤とは所定週2日以上勤務に該当しない勤務をいう。

- 2 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。
- 3 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。
- 4 所定週2日以上勤務に該当しない役員を対象に以下の各条を適用するものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事の理事会出席については、別表1により1日分の出席報酬を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の出席報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長及び理事が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

- 2 この法人の全理事の報酬総額は、各年度において1,000,000円を超えない範囲とする。
- 3 評議員が評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 4 この法人の全評議員の報酬総額は、各年度において1,000,000円を超えない範囲とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

- 2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設検査へ立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 3 この法人の全監事の報酬総額は、各年度において500,000円を超えない範

困とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は現金をもって本人に支給するものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員が法人業務のために出張する場合は、当該役員の所属する施設が宿泊費、旅費を負担する。評議員が法人業務のために出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 前項の支給がある場合は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より改定する。

この規程は、令和元年6月18日より改定する。

別表1（日額）

名 称	日 額
理事会出席報酬等	5,000 円
評議員会出席報酬等	5,000 円

※上記の金額は、源泉徴収税額を控除後の額とする。

別表2（日額）

名 称	日 額
理事業務報酬等	10,000 円
評議員業務報酬等	10,000 円
監事業務報酬等	20,000 円

※上記の金額は、源泉徴収税額を控除後の額とする。

別表3（日額）

	旅 費	宿 泊 費	報 酬 等	そ の 他
評議員	実費	実費	10,000 円	実費
監 事	実費	実費	20,000 円	実費

※上記の金額は、源泉徴収税額を控除後の額とする。